

## ベンチャー企業等の支援の在り方及びバイオラボ社に係る問題についての法的な対応等に関する意見書

本県の産業構造の高度化・高付加価値化を図り、雇用の増加に資する産業を創出するためには、産学官が有する資源を思い切って集中して支援し、新しい産業に結びつけるシステムの構築が必要であるという考えの下、当時、地域経済再生の鍵を握ると評価されていた大学等の研究成果を事業化に結びつけることを目的に、投資及び補助による大型の資金支援並びにIM（インキュベーションマネージャー）による経営支援を内容とする「大学等発ベンチャー創出事業」を平成15年度にスタートさせた。

しかし、バイオラボ株式会社（以下「バイオラボ社」という。）においては、平成15年度の審査会で不採択となったものの、財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という）のIMから支援を受けた後、平成16年度の審査会で採択され、公費1億円が投じられたが、同社の経営体質の問題、同社に対する県及び財団の指導が十分に機能しなかったこと等により、本格的な稼働に至ることなく、採択後わずか4年で経営破綻に陥るといふ非常に残念な結果を招いた。

この問題について、本県議会では、昨年9月定例会本会議及び経済労働委員会における審議及びその後の二度にわたる閉会中の経済労働委員会における関係者に対する参考人質疑並びに超党派の議員団によるバイオラボ社の中国における出資法人「浙江松尚巴依奥拉博生物科技有限公司（チャイナバイオラボ）」設立の研究所の視察を実施したものの、バイオラボ社が経営破綻に陥ったことについての真相究明までには至らなかった。

このような事態を受け、昨年11月定例会において、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定に基づく調査権限を委任した特別委員会を設置し、県民の疑問に答えるべく鋭意調査を進めてきたものである。

この調査を通じ、各種問題点が明らかになったものであるが、県におかれては、ベンチャー企業等の支援の在り方の重要性を認識され、下記の事項について、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

### 1. ベンチャー企業等の支援について

関係証人の証言等からバイオラボ社の代表取締役である久木野氏の放漫経営・過剰投資が経営破綻の大きな要因であることが調査の過程において明らかとなったものであるが、企業支援に際し行政としてどこまで関与できるのかということが大きな課題ではあるものの、県及び財団の事業執行において改善の必要性が認められた。県及び財団は、公金を扱うという立場から厳格な事業執行が求められており、それが引いては採択企業の健全な経営努力及び成功へとつながるものであるといえる。

よって、以下の6項目について、十分な対応を行うこと。

#### 1. 公金による投資について

本事業では、本県ではそれまで行われていなかった「投資」による資金支援を行ったものであるが、リスク対策として、投資契約に基づく取締役会への財団職員の参加、事業進捗に応じた段階的な投資等を実施してきたものの、それらが十分に機能したとはいいがたい状況であった。

このような点を踏まえ、公金を「投資」ということが行政施策として適当であるかを十分検討すること。

#### 2. 応募要件について

バイオラボ社は、海外における事業展開上の失敗が破綻の大きな要因を占めているが、応募要件では海外における事業展開をすることが許容されているか明確となっていない。

海外での事業展開を視野に入れているベンチャー企業等に対しては、対象国の慣習、法令等に精通した対応が求められるものであることから、支援のための応募要件を設定する際には、このような点を十分考慮したものとすること。

#### 3. 経営監視体制について

本事業の事業採択に当たっては、専門家を構成員とする審査会

の審査結果を受け、財団が採択を決定する制度であった。その審査会における指摘事項には破綻に至る大きな要因が示されたものもあったが、当該指摘事項を受けての対応が不十分であり、そのことが、久木野氏の放漫経営・過剰投資を許してしまったことから、今後は、それらに対応した経営監視体制を構築すること。

#### 4. 事業の適正な執行について

バイオラボ社への補助金交付に当たって、県の補助金交付要綱及び財団の内部規定に違反する事務処理が見受けられたので、今後は、法令遵守の観点及び公金を扱うという立場から、適正かつ厳格に行うこと。

#### 5. 事業執行体制の在り方について

本事業は、県が事業の制度設計を行い、財団がそれを実行するというものであったが、両者の責任の所在を明確にし、ガバナンス（統治）が保たれるよう、知事が財団の理事長を、企業振興・立地推進本部長が財団の専務理事を、それぞれ兼務しているが、兼務を廃止し、事業執行が的確に行えるような体制について十分検討すること。

#### 6. 事業執行における責任について

公費1億円が投じられた今回のバイオラボ社の経営破綻に伴い、県民の行政に対する信頼を損ねた状況等に鑑み、知事をはじめ、県及び財団の関係者の具体的な責任を明確にすること。

また、久木野氏については、すでに長崎市から詐欺罪により告訴されていること及び「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」においても偽証として告発することが決定されている。

その結果を踏まえ、公立大学法人に対し厳正な対応を行うよう強く求めること。

## 2. 刑法第246条の詐欺罪による告訴を含めた法的な対応の検討について

バイオラボ社は、投資申請第3回目（平成18年1月24日）に当たり、大村市において本社建設を検討しているとの方向で財団と協議を行ってきたにもかかわらず、実際は平成17年12月頃には長崎市における物件探索を依頼していた。また、本社購入のための借入金についても検討し、金融機関と接触していたことも窺えた。しかし、これらの内容を財団に対し投資実行に至る前に報告していなかったという事実が判明した。

財団の投資決定に当たっては、IM作成の大村本社研究所構想が記載された資料が判断材料とされていたが、これは久木野氏からの聴取内容をまとめたものということであり、これを踏まえて財団は大村市における本社建設を前提とした投資を実行したものと見える。

さらに、借入金は投資とは異なり返済の必要があることから、売上が見込めないバイオラボ社の当時の状況において多額の借入を行うことはバイオラボ社の経営を圧迫することが懸念されていたものであり、財団としては、当時、借入金による本社建設を事前に把握していたとすれば、第3回目の投資に当たっては慎重な対応となっていたであろう旨の答弁も行われたところである。

以上のことから、バイオラボ社は投資契約上の重大な事項としての報告義務が課せられていたにもかかわらず、財団に対し自己の現況を正確に報告することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということについて、不作為により財団を錯誤に陥らせた疑いがあることから、刑法第246条の詐欺罪の適用について検討の余地がある。

よって、県及び財団は被害者という立場に立ち同罪で関係者を告訴することを含めた法的な対応について十分検討すること。

以上、意見書を提出する。

平成21年9月29日

長 崎 県 議 会

(提出先)

長崎県知事 金子 原二郎 様